

【様式第 2 号】

令和 8 年 8 月 3 日

宮古島市観光商工スポーツ部産業政策課

回 答 票

ご質問のありました内容について、下記のとおり回答致します。

記

業 務 名：物価高騰対応生活応援事業

No	募集要項 等ページ	項目名	質問内容	回答内容
例	募集要項 4 ページ	9. 企画提案の審査 評価 (2) プレゼンテ ーションの実施	プレゼンテーションは現地 対応のみでしょうか。オンラ イン対応の可否をご教示く ださい。	プレゼンテーションは現地対応 のみとさせていただきます。
1	実施要領 3 ページ	6. 参加申込手続及 び企画提案書等の 配布及び提出方法 (2)「3. 応募要件」 を全て満たし、企画 提案への参加を希 望する場合は、以 下の書類を1部提 出すること	共同企業体で応募する場合、 ①企画提案参加申込書兼誓 約書【様式 3】は代表1社のみ 提出でよろしいでしょうか。 (各社が提出するのは②納税 証明書③登記事項証明書④ 印鑑証明書のみでよろしいで しょうか。)	①企画提案参加申込書兼誓約書 【様式 3】は代表1社のみ提出で 問題ありません。 「3. 応募要件」の内容を確認す る必要があることから、②納税 証明書③登記事項証明書④印鑑 証明書及び(3)(エ)事業者概要に ついては、共同企業体各構成員 分の書類を提出してください。
2	仕様書 1 ページ	5.業務内容(1)店舗 の選定②以下のい ずれかに該当する 施設は対象店舗と せず、また以下の 商品・サービス等へ	対象店舗としない施設・業種に ついて、「ポイント付与の対象 外」に記載がありますが、全国 的に多店舗展開する小売店舗 の取扱いも含め、今回の対象 店舗・対象外店舗の考え方	2024 年 12 月～2025 年 2 月に実 施した「事業者支援型消費喚起応 援事業」と同様との認識で相違ご ざいませぬ。地元事業者での利用 促進を図るため、全国的に多店舗 展開する企業については、業種を

		の支払いはポイント付与の 対象外 とする。	は、前回実施した第1弾・第2弾キャンペーン(2024年12月～2025年2月実施)と同様との認識で相違ないでしょうか。	問わずポイント付与対象外としております。
3	仕様書 1 ページ	5.業務内容(1)店舗の選定②以下のいずれかに該当する施設は対象店舗とせず、また以下の商品・サービス等への支払いはポイント付与の 対象外 とする。	【ポイント付与の対象外～】 サ 全国的に多店舗展開する小売店舗 とありますが、全国的に多店舗展開する飲食店など小売以外の他業種については、対象でしょうか。	全国的に多店舗展開する企業については業種を問わずポイント付与対象外となりますので、「小売店舗」は記載誤りとなります。全国的に多店舗展開する飲食店等もポイント付与対象外となります。
4	募集要項・仕様書全体	企画提案書の提出方法および営業秘密の保護について	共同事業体(JV)等による提案において、参加決済事業者の固有技術・システム仕様・固有データ等の営業秘密が含まれる部分について、共同提案書本文とは別に「封緘した別紙(限定開示資料)」として添えて提出することは可能でしょうか。また、その場合、当該別紙資料も企画提案書の審査対象として適正に評価いただけますでしょうか。	可能とします。営業秘密等が含まれるため共同提案事業者間での共有が困難な情報については、別途封緘した別紙(限定開示資料)として提出することを認めます。当該別紙資料についても、事務局及び審査員にて開緘のうえ審査対象として適切に評価いたします。なお、提案書本文には該当資料を参照する旨を明記し、封緘した封筒の表紙には、限定開示資料である旨及び事業者名(JV 名)を明記してください。
5	募集要項・仕様書全体	提案書および提出資料の公開・開示範囲について	本プロポーザルにおいて提出した企画提案書および付属資料について、行政情報公開請求等があった場合、各事業者の営業秘密やノウハウに該当する箇所(上記封緘資料等)については非公開(不開示)扱い	提出された企画提案書等について情報公開請求があった場合でも、宮古島市情報公開条例第 7 条の規定に基づき、事業者のノウハウや営業秘密など、公にすることで法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害す

			としてご対応いただける認識でよろしいでしょうか。	る恐れがある部分については非公開として取り扱います。なお、開示請求があった場合には、必要に応じて事前に事業者へ意見照会を行った上で、開示・非公開の決定をいたします。
6	仕様書1 ページ	2. 業務の目的	本事業の目的であるキャッシュレス決済の普及・定着について、市として特に重視する成果指標(KPI)があればご教示ください。 利用者数増加 利用回数増加 加盟店増加 高齢者利用率向上 等	本事業においては、特に「利用者数の増加」及び「市内加盟店舗数の拡大」を最重視する成果指標として想定しております。合わせて、定着を図る観点から、事業終了後も利用・加盟を継続させるための具体的な定着施策についても重要な要素として位置づけます。
7	仕様書1 ページ	4. 事業概要 (3) 対象となる キャッシュレス決済	対象となる3つのキャッシュレス決済サービス (au PAY、PayPay、d 払い) の取り扱いについて、サポート施策等は事務局統括で実施することを前提として、利用者促進施策について各サービスごとに実施しても問題ないでしょうか？	差し支えありません。本事業で指定する決済事業者との役割分担や連携体制、及び効果的な利用者促進施策の展開手法については、応募者の提案によるものとします。
8	仕様書3 ページ	5. 業務内容 (5) 利用者並びに 事業者への支援 (6) キャッシュ レス決済普及促進 にかかる業務	仕様書5-(5)および5-(6)に記載の業務について、利用者向け説明会やスマートフォン教室、キャッシュレス体験会等の単一施策により、双方の要件を満たす提案として差し支えないでしょうか。	差し支えありません。 利用者向け説明会やスマートフォン教室等において、仕様書5-(5)及び5-(6)の双方の要件を満たす内容・構成でご提案いただくことは可能です。なお、その場合は両業務の要件がそれぞれ網羅されていることが提案書上で明確に判別できるよう記載してください。

9	仕様書1 ～2 ページ	5. 業務内容 (1)店舗の選定 【対象としない施設】 サ 全国的に他店舗展開する小売店舗	小売店舗には飲食店は含まれず、「全国的に他店舗展開する飲食店舗」は還元対象となるか。	No3.の回答と同様に、全国的に多店舗展開する企業については業種を問わずポイント付与対象外となりますので、「小売店舗」は記載誤りとなります。全国的に多店舗展開する飲食店等もポイント付与対象外となります。
---	----------------	---	---	--